

第3章 基本となる施策の方向と具体的施策

【環境づくり】	14
現状と課題	14
基本となる施策の方向	14
1 働く場における男女共同参画の推進	15
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	21
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	23
【人づくり】	26
現状と課題	26
基本となる施策の方向	26
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	27
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実	30
3 家庭における男女共同参画の推進	33
【安心づくり】	35
現状と課題	35
基本となる施策の方向	35
1 生涯を通じた健康と自立の支援	36
2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	38
3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進	40

※「具体的施策」における部局名()内は、平成18(2006)年4月1日の組織再編後の担当部局を表記しています。

いっしょに
ふたがら

環境づくり

■現状と課題

働く場の環境整備は、就業が人々の生活の経済的基盤を形成するものであることから、極めて重要です。

雇用・労働条件や育児・介護の支援などに関する法律や制度は改善されてきていますが、雇用機会や待遇などの面で、依然として男女間の格差が存在しています。

また、少子高齢化が進展する中で、男女が共に家族としての責任を担いながら、職業生活と家庭生活を両立することが望まれています。安心して子どもを生み育て、働き続けることが難しい状況も見受けられます。

このため、職場において、男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮するとともに、仕事と家庭が両立できるよう、多様な働き方を可能とするための支援の充実や、男性を含めた働き方の見直しを進めるなど、環境を整えることが必要です。

農林水産業や商工業等の自営業においても、女性は生産や経営の担い手として、重要な役割を果たしていますが、方針決定過程への参画の進展は緩やかな傾向にあります。

このため、男女共同参画に向けた取組を推進するとともに、女性の起業や経営活動への参画に向けた環境を整備することが必要です。

男女が社会の様々な分野での活動に参画する機会を確保するためには、特に、政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画を進めることが不可欠です。

このため、県や市町において審議会等への女性の参画を促進するとともに、様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程へ男女が共に参画できるような環境を整備することが必要です。

また、地域の課題やニーズが多様化する中で、男女が共に地域社会への貢献を進めることにより、地域社会を豊かで活力あるものとしていくことが期待されています。

このため、男女が地域の様々な活動に目を向け、共に参画しやすい環境づくりを推進することが必要です。

男女共同参画に向けた取組を、効果的かつ的確に実施するため、県の推進体制や男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点の機能を充実させるとともに、県民と身近な関係にある市町やNPO^{*2}、ボランティア等との連携・協働を推進することが必要です。

■基本となる施策の方向

- 1 働く場における男女共同参画の推進
- 2 地域社会活動における男女共同参画の推進
- 3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

■基本となる施策の方向

1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

県、市町、民間企業、各種団体など様々な職場において、男女が対等な構成員として、個性と能力を発揮しながら働くことができるよう、雇用環境の整備を図ります。

具体的施策

- 国・県・市町の連携により、特に事業主に対して、労働基準法^{*3}、男女雇用機会均等法^{*4}等の法令や働きやすい職場づくりについて、周知徹底を図り、男女が共に個性と能力を発揮しながら働くことができる職場環境の整備を促進します。(商工労働部)
- 女性の積極的登用を図るため、幅広い職務経験機会の付与や教育訓練の実施など積極的改善措置(ポジティブ・アクション)^{*5}を推進するよう啓発を行います。
また、啓発に当たっては具体的なモデルや成果の普及に努めます。(県民生活部、商工労働部)
- 県が率先して、平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら、女性の管理職への登用を積極的に推進します。(総務部、人事委員会、教育委員会、警察本部)

用語の解説

- *2 **NPO (Non Profit Organization)**
民間非営利組織。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。
- *3 **労働基準法**
賃金、労働時間その他の労働条件についての均等待遇や男女同一賃金の原則等を規定し、昭和22(1947)年に施行。
平成11(1999)年には、男女雇用機会均等法の改正に併せ、女性の職域拡大を図り、男女の均等な取扱いを一層促進する観点から、女性のみ適用される保護規定(深夜業等の規制)が削除(母性保護等の規定は除く)された。
- *4 **男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)**
雇用の分野において、男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため、昭和61(1986)年に施行。
平成11(1999)年には、募集・採用、配置、昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法施行。
- *5 **積極的改善措置(ポジティブ・アクション)**
男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では、男女労働者の間に事実上生じている差異がある場合、それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組のことをいう。

(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

男女が家庭や地域社会での生活を大切にしながら、自分の意思で働くことを選択した場合にその意思が尊重され、だれもが安心して働き続けることができるよう、職業生活と家庭生活の両立に向けた環境の整備を図ります。

具体的施策

- 育児・介護休業法等^{*6}の周知徹底を図るとともに、次世代育成支援対策推進法^{*7}に基づく一般事業主行動計画の策定・実施を促進します。(福祉保健部, 商工労働部)
- 仕事と家庭を両立させ、地域活動にも参画できる環境の整備を推進するよう啓発を行います。
特に、働き方の見直しを進めるため、事業主に対して、労働時間等の設定の改善等労働条件の整備や育児・介護休業を取得しやすいなど働きやすい職場環境の整備を推進するよう啓発を行います。(商工労働部)
- 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援・介護サービス等の充実を図ります。(福祉保健部)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合(大企業)	95.9%	平成17(2005)	100%	平成21(2009)
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合(中小企業)	3.3%	平成17(2005)	25%	平成21(2009)
育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	86.5%	平成17(2005)	100%	平成21(2009)
ファミリー・フレンドリー企業表彰 ^{*8}	9企業	平成17(2005)	18企業	平成21(2009)
ファミリー・サポート・センター実施か所数 ^{*9}	10か所	平成17(2005)	20か所	平成21(2009)
低年齢児保育受入児童数	18,435人	平成17(2005)	20,621人	平成21(2009)
延長保育実施か所数	339か所	平成17(2005)	398か所	平成21(2009)
放課後児童クラブ実施か所数 ^{*10}	428か所	平成17(2005)	449か所	平成21(2009)

(注) ここに掲げる「大企業」とは従業員301人以上の企業、「中小企業」とは従業員100人以上300人以下の企業をいう。

用語の解説

■ *6 育児・介護休業法(育児休業,介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

少子化対策の一環として、平成4(1992)年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成7(1995)年に制定、平成11(1999)年4月からすべての事業所を対象に施行。

平成13(2001)年には、休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、平成16(2004)年には、育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇などを盛り込んだ改正が行われた。

■ *7 次世代育成支援対策推進法

地方公共団体及び一定の事業主に対して次世代育成支援対策(少子化対策)を平成17(2005)年度から10年間で集中的・総合的に推進するための行動計画の策定を義務付け、平成15(2003)年に制定、平成17(2005)年4月に全面施行。

■ *8 ファミリーフレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業。平成11(1999)年度から毎年10月の「仕事と家庭を考える月間」に合わせて、国により表彰が実施されている。

■ *9 ファミリーサポートセンター

サービスを提供したい者と受けたい者が会員となり、保育所への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助組織。

■ *10 放課後児童クラブ

昼間、保護者が家庭にいない子どもたちが、児童館や保育所、学校の余裕教室、公民館等を活用して、遊びや生活をする場。

(3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

男女がそれぞれのライフスタイル等に応じ、多様で柔軟な働き方を選択でき、また、それぞれの働き方に対応できる雇用環境を整備するとともに、育児や介護等を理由とした退職者の再就職を支援します。

具体的施策

- パートタイム労働者や派遣労働者等の適正な処遇、労働条件が確保されるよう、パートタイム労働法^{*11}、労働者派遣法^{*12}等の普及啓発を行います。(商工労働部)
- 多様な就業ニーズに対応するため、在宅ワーク^{*13}等の就業支援情報の充実を図ります。(商工労働部)
- 育児・介護休業等からの職場復帰者への支援や育児、介護等を理由とした退職者の再就職に向けた支援の充実を図ります。(商工労働部)
- 働きやすい雇用環境づくりをめざして、雇用労働や子育て支援に関する情報提供の充実を図ります。(商工労働部)

用語の解説

- *11 **パートタイム労働法**(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律) -----
適正な労働条件の確保、その他の雇用管理の改善により、短時間労働者の能力発揮と福祉を図るため、平成5(1993)年に施行。
- *12 **労働者派遣法**(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律)
労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護や雇用の安定を図るため、昭和61(1986)年に施行。
平成11(1999)年には、26業務に限定されていた対象業務の原則自由化、派遣労働者の権利保護、さらに平成16(2004)年には、派遣受入期間の延長や派遣対象業務の拡大などを盛り込んだ改正が行われた。
- *13 **在宅ワーク** -----
情報通信機器を活用して、請負契約に基づきサービスの提供等を行う在宅形態での働き方のうち、主として他の者が代わって行うことが容易なもの。

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

生産組織等における方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、生産、経営、家庭生活に男女が共に参画できるよう環境の整備を図ります。

具体的施策

- 方針の立案及び決定過程への女性の参画を拡大するよう啓発を行います。
(商工労働部, 農林水産部)
- 男女共同参画の視点に立った経営が行われるよう、環境の整備に努めます。
(商工労働部, 農林水産部)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
^{*14} 女性の農業委員数	30人	平成17(2005)	46人	平成22(2010)
^{*15} 家族経営協定の締結数	101件	平成16(2004)	328件	平成22(2010)

用語の解説

■ *14 農業委員

農地等の利用関係の調整、自作農の創設維持その他農業全般にわたる問題の解決のために市町村に設置されている農業委員会（行政委員会）における農業者を代表する委員。

■ *15 家族経営協定

農業に従事する家族構成員が対等に経営参画するため、経営方針や報酬、労働時間や休日及び構成員の役割分担などを明記した協定。

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

生産や経営の主体となる女性の生産技術や経営管理能力の向上を図るとともに、経済的な自立を促進するよう支援します。

具体的施策

- 女性の起業や経営活動への参画に向けた取組を支援します。
(商工労働部, 農林水産部)
- 技術・経営管理能力の向上を図るための取組を支援します。
(商工労働部, 農林水産部)
- 経営指導や経営相談を希望する者のニーズに適切に対応できるよう、指導員、相談員の養成や資質の向上を図るなど、指導・相談体制の充実を図ります。
(商工労働部, 農林水産部)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性の個人経営	44人	平成16(2004)	100人	平成22(2010)
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性のグループ経営	160グループ	平成16(2004)	300グループ	平成22(2010)

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を促進するため、県が率先して審議会等委員として積極的に女性を登用するとともに、様々な分野で方針の立案及び決定過程に男女が共に参画できるよう啓発を行います。

具体的施策

- 様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するよう啓発を行います。 (県民生活部, 全部局)
- 県の行政委員会及び審議会等の委員として、積極的に女性を登用するよう努めます。 (総務部, 全部局)
- 市町の行政委員会及び審議会等の委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう働きかけを行います。 (県民生活部)
- 政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実を図ります。 (県民生活部)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
^{*16} 県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 (全審議会)	24.0%	平成17(2005)	30%	平成22(2010)
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 (法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会を除く。)	29.5%	平成17(2005)	35%	平成22(2010)
^{*17} ひろしま女性大学修了生 累計	803人	平成17(2005)	1,000人	平成22(2010)

(注) 5審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。

用語の解説

■ *16 審議会等

地方自治法第138条の4第3項の規定により設置している附属機関。

■ *17 ひろしま女性大学

男女共同参画社会づくりを担う人材を養成するため、(財)広島県女性会議が実施する事業の一つで、平成元(1989)年度から開講している。

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

豊かで暮らしやすい地域社会を築くため、男女が共に地域社会活動に積極的に参画し、男女共同参画社会づくりに向けて取り組むことができるよう支援します。

具体的施策

- 男女の地域活動への参画を拡大するため、コーディネート等の支援を行うなど、地域づくりを担うボランティア、NPO、住民自治組織等が活動しやすい環境を整備します。

(地域振興部，県民生活部，全部局)

- 男女の地域づくりへの参画を促進するため、積極的な情報提供を行います。

(県民生活部)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
NPO法人数 (人口10万人当たり)	11.3法人	平成16(2004)	17法人	平成20(2008)

用語の解説

- *2 NPO (Non Profit Organization)

15ページ参照。

- *18 住民自治組織

行政と協働・連携しながら住民が主体的に地域づくり活動に取り組む住民組織。

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(1) 県の推進体制の充実等

男女共同参画社会の実現に向けて、県が率先して男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するための体制を充実・強化します。

具体的施策

- 男女共同参画推進本部を中心に、各部局が連携を密にし、男女共同参画社会の実現に向けて積極的かつ総合的に施策を推進します。
(県民生活部，全部局)
- 施策の推進に当たっては、行動目標を掲げ、その達成に努めます。
(全部局)
- 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を実施します。
(県民生活部)

*19

(2) 広島県女性総合センター「エソール広島」の充実・強化

男女共同参画社会の実現をめざす中核的拠点として、情報・研修・相談・交流等の各種事業の充実に努めるとともに、その機能強化を図ります。

具体的施策

- 男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設として、情報・研修・相談・交流の各種事業を一層充実させるとともに、新たなニーズに対応できるよう、柔軟な事業展開を図ります。
(県民生活部)
- 男女共同参画を推進するための情報を収集・提供し、県民等からの相談、要望等に適切に対応できる体制を整備します。
(県民生活部)

用語の解説

■ *19 エソール広島

広島県女性総合センターの愛称。「エソール」はフランス語で「飛躍・発展」を意味する。
男女共同参画を促進するための拠点施設として平成元(1989)年に設置された。
(財)広島県女性会議により運営されており、情報・研修・相談・交流の4部門を柱とする各種事業が行われている。

(3) 市町等との連携強化・取組支援

県内各地域で男女共同参画に関する取組が推進されるよう、市町等との連携を強化し、情報提供や取組支援を行います。

また、県内のNGO、NPO、ボランティア等が男女共同参画の推進のために実施する主体的な取組を支援します。

具体的施策

- 男女共同参画社会づくりに対する理解が深まるよう、情報提供などにより市町の取組を積極的に支援するとともに、産学官連携により、男女共同参画を推進します。

(県民生活部)

- 男女共同参画社会の実現に向けて、様々な分野で活動を展開するNGO、NPO、ボランティアや住民自治組織等多様な主体による自主的な活動がより一層促進されるよう、情報提供や相談対応等の環境整備を行うとともに、協働して新しい公共サービスの提供に取り組みます。

(県民生活部)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
男女共同参画計画を策定した市町の割合	47.8%	平成17(2005)	100%	平成22(2010)

用語の解説

■ *20 NGO (Non-governmental Organization)

非政府組織または民間援助団体。国際貢献や国際交流を行う非政府・非営利組織。

■ *2 NPO (Non Profit Organization)

15 ページ参照。

■ *18 住民自治組織

22 ページ参照。

人づくり

■現状と課題

男女共同参画を推進するためには、男女共同参画についての理解が深まり、県民、事業者及び行政が一体となった取組を進めることが求められています。

このため、男女が、家庭、学校、職場、地域など社会の様々な分野で、お互いに協力して男女共同参画を推進するよう、啓発を行うことが必要です。

また、情報化が進展する中で、様々な媒体によってもたらされる情報が社会に与える影響は、更に拡大することが予想されます。

このため、情報を主体的に収集、判断、発信等ができる能力を身につけることができるよう支援することが必要です。

男女共同参画の意識を育むためには、家庭、学校、地域における教育や学習の果たす役割が重要です。

このため、男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、教育や学習機会の充実を図るとともに、職場においても、男女共同参画を推進するための研修等の充実が求められています。

少子高齢化の進展や家族形態の多様化が進む中で、男女が共に家事や育児・介護といった家族としての責任を担うことが求められます。このため、家族を構成する男女がお互いに協力し合って、豊かな家庭生活を築きながら、共に社会に参画できるよう、啓発を行うことが必要です。

■基本となる施策の方向

- 1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実
- 2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実
- 3 家庭における男女共同参画の推進

■基本となる施策の方向

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

男女共同参画の推進に向け、県民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、多様な機会を通じて広報・啓発を行います。

具体的施策

- 多様な機会や情報手段により、男女共同参画に関する理解が深まるよう広報・啓発を行います。
(県民生活部，全部局)

(2) 県民の主体的な取組への支援

県民が、男女共同参画の推進に向け積極的な取組ができるよう、広報・啓発を行います。

具体的施策

- 県民が男女共同参画の推進に向けて主体的に取り組むことができるよう、男女共同参画社会の形成の意義や責務を踏まえた広報・啓発を行います。 (県民生活部)

(3) メディアにおける男女共同参画の推進

社会に対して大きな影響力を持つメディアに対して、人権尊重の視点に立った自主的な取組が行われるよう働きかけます。

具体的施策

- 人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向け、インターネット等を含む各種メディアの特性に応じた自主的な取組がなされるよう啓発を行います。 (県民生活部, 警察本部)
- 情報を一人ひとりが主体的に収集, 判断, 発信等ができる能力の必要性について, 啓発を行うとともに, 学校における情報教育^{*21}の充実を図ります。 (県民生活部, 教育委員会)
- 県は, 男女共同参画の視点に立って広報紙・出版物等を発行します。 (県民生活部, 全部局)

用語の解説

■ *21 情報教育

「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の三つの要素から構成される「情報活用能力」をバランスよく育成することを目標とした教育。

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

子どもの発達段階に応じて、一人ひとりの個性を尊重しながら、男女共同参画に関する教育を推進するとともに、望ましい勤労観・職業観などを身に付けることができるよう、キャリア教育^{*22}の充実を図ります。

具体的施策

- 男女共同参画について理解し、だれもがお互いの個性や意思を尊重できるよう、学校教育においては学習指導要領等に則り、子どもの発達段階に応じた取組の充実を図ります。

(教育委員会)

- 小・中・高等学校等においてキャリア教育の充実を図ります。

(教育委員会)

<行動目標>

指 標 名	現 況 値	年 度	目 標 値	年 度
長期職場体験実施校の割合 (公立中学校)	14.7%	平成17(2005)	60%	平成20(2008)
最終学年生徒におけるインターンシ ップ体験生徒の割合(県立高校)	23.7%	平成16(2004)	40%	平成20(2008)

用語の解説

■*22 キャリア教育

幼児児童生徒一人ひとりがその発達課題の達成を通して、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を身に付けることをねらいとして行われる教育活動の総体。

(2) 生涯を通じた学習機会の提供

県民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、生涯を通じて学習することのできる機会を提供します。

具体的施策

- 男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、生涯にわたって多様な学習機会を提供します。
(県民生活部, 教育委員会)
- 男女が様々な分野での活動に主体的に参画できるよう、学習の機会を提供します。
(県民生活部)
- 男女共同参画に関する学習情報の提供, 学習相談への対応等の学習支援体制を整備します。
(県民生活部, 教育委員会)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
ひろしままナビネットへのアクセス件数 ^{*23}	68,833件	平成16(2004)	90,000件	平成20(2008)

用語の解説

- *23 ひろしままナビネット
インターネットにより、県民に学習機会や催し物に関する情報などを提供する、生涯学習情報提供システム。

(3) 研修の充実・支援

様々な分野で、男女共同参画を推進するための研修の充実を図ります。

具体的施策

- 県職員の男女共同参画に関する理解が深まるよう、管理職、一般職等職務に応じた研修を実施します。
(総務部, 県民生活部, 全部局)
- 市町職員に対し、男女共同参画に関する理解が深まるよう、市町と連携し研修の機会を提供します。
(総務部, 地域振興部)
- 男女共同参画に関する理解が深まるよう、事業主に対する研修や企業が実施する研修を支援します。
(県民生活部, 商工労働部)

3 家庭における男女共同参画の推進

(1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実

家庭生活において、家族が相互の理解と協力のもとに、家族の一員として家事や子育て、介護などの責任を果たすことができるよう、啓発の充実を図ります。

具体的施策

- 家族が互いに尊重し協力し合って、家族の一員として家事・育児・介護などの責任を果たせるよう、多様な啓発を行います。 (県民生活部)

(2) 家庭教育・子育て支援の充実

みんなで支え合う子育て支援社会をめざして、家族をはじめ地域社会全体で、教育や子育てに取り組むことができるよう、男女共同参画の視点に立ち、「未来に輝くこども夢プラン」^{*24}を着実に推進します。

具体的施策

- 父親の家庭教育への参加を促進するための取組を行う市町を支援するとともに、家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援を行います。
(教育委員会)
- 子どもと家庭に関する相談支援体制の充実を図ります。
(福祉保健部，教育委員会)
- 地域住民による主体的な子育て支援の促進や、多様な子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策のための計画に基づく市町の取組の促進など、子育て支援体制の充実を図ります。
(福祉保健部，教育委員会)

<行動目標>

指 標 名	現 況 値	年 度	目 標 値	年 度
^{*25} 地域子育て支援センター実施か所数	77か所	平成17(2005)	104か所	平成21(2009)

用語の解説

- ***24 未来に輝くこども夢プラン**
子どもが健やかに生まれ、育成される環境づくりを推進する上での基本理念、基本的視点及びその実現に必要な施策を明らかにしたもので、次世代育成支援対策推進法（17ページ）に基づく県の行動計画。
【策定年月】平成17(2005)年3月 【計画期間】平成17(2005)～21(2009)年度
- ***25 地域子育て支援センター**
育児不安などについての相談を受けたり、子育てサークルなどの活動拠点となる施設。保育所などに併設される。

安心づくり

■現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に生涯にわたって健康で過ごすことが不可欠です。そのためには、心身やその健康について正確な知識・情報を入手し、健康を享受できるようにしていくことが必要です。

特に、女性は、妊娠や出産をする可能性もあるため、ライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意するとともに、女性が安心して安全に子どもを産むことができるよう支援することが必要です。

だれもが地域で安心していきいきと暮らすことができる社会を築いていくためには、積極的に社会に参画する一員として、高齢者や障害者の参画の機会を拡大していくことが必要です。また、防災・災害復興に当たっての様々なニーズに対応できる体制を整備することが必要です。

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント^{*26}、ストーカー行為などの件数は、年々増加しています。これらの防止に向けた取組や被害者の精神的負担を軽減するための相談しやすい環境づくりなどに努めることが必要です。

男女共同参画に向けた取組は、国際社会における様々な取組と密接に関係しています。このため、国際交流、国際協力、平和貢献の推進に当たっては、男女共同参画の視点に立って取り組んでいくことが重要です。

■基本となる施策の方向

- 1 生涯を通じた健康と自立の支援
- 2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
- 3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

用語の解説

■*26 セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

特に、雇用の分野においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいう。

■基本となる施策の方向

1 生涯を通じた健康と自立の支援

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう、男女共同参画の視点に立ち、県民一人ひとりのライフステージに応じた健康対策を推進するとともに、妊娠・出産にかかわる女性の健康支援の充実を図るため「健康ひろしま21」^{*27}を着実に推進します。

具体的施策

- 思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期等各ステージにおいて性別に対応できる医療及び健康づくり対策を行います。(福祉保健部)
- 女性が、妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう、母性保護と母性健康管理対策を推進します。(福祉保健部、商工労働部)
- エイズ、性感染症、薬物乱用などの実態を踏まえた対策を推進します。(福祉保健部)
- ^{*28}周産期医療体制、不妊相談等支援体制及び小児医療体制の充実を図ります。(福祉保健部)

<行動目標>

指 標 名	現 況 値	年 度	目 標 値	年 度
小児救急医療体制が確保されている二次保健医療圏域数	6圏域	平成17(2005)	7圏域	平成20(2008)
周産期死亡率(人口千人当たり)	4.4人 (全国9位)	平成16(2004)	全国1位	平成20(2008)

(注) 人口千人当たりの死亡率で、数値の低い方からの順位。

用語の解説

■*27 健康ひろしま21

県民一人ひとりが健康でいきいきと社会の中で暮らし、生涯を通じて社会参加ができる健康長寿の実現をめざし、県民が主体的に取り組む健康づくり運動を総合的に推進するための計画。

【策定年月】平成14(2002)年3月 【計画期間】平成14(2002)～23(2011)年度

■*28 周産期

妊娠22週から生後1週間未満の期間。

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

豊かで活力ある社会を築くため、高齢者や障害者の社会参画が促進されるよう、男女共同参画の視点に立ち、「ひろしま高齢者プラン（平成18～20年度）」^{*29}、「広島県障害者プラン」^{*30}を着実に推進します。

また、防災・災害復興に当たっての様々なニーズに対応できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を整備します。

具体的施策

- 高齢期における様々なニーズに応じた社会参画の機会の提供や支援の充実を図ります。
(福祉保健部, 商工労働部)
- 高齢者の生活支援, 介護予防, 介護のニーズに総合的に対応する体制を整備するとともに, 障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう支援します。(福祉保健部, 商工労働部)
- 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を整備します。(県民生活部)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)提供量 ^{*31}	0人	平成17(2005)	2,408人	平成20(2008)
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む)定員数 ^{*32}	2,048人	平成16(2004)	3,976人	平成20(2008)
障害者グループホーム定員数	291人	平成16(2004)	平成18(2006)年度に設定	
消防団員のうち女性の占める割合	1.1%	平成17(2005)	7.8%	平成22(2010)

(注) 障害者自立支援法の施行により、平成18(2006)年10月から新たな事業体系に移行するため、指標名等を変更する予定。

用語の解説

- ***29 ひろしま高齢者プラン（平成18～20年度）**
老人保健福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化し、本県において必要とされる高齢者福祉保健サービス及び介護サービスの整備目標と提供体制等を定めたもので、市町の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画。
【策定年月】平成18(2006)年3月 【計画期間】平成18(2006)～20(2008)年度
- ***30 広島県障害者プラン**
障害者の生活全般にかかわる幅広い施策の一層の展開を図るため、障害者施策の基本的方向と推進方策及び福祉サービスの目標等を定めたもので、基本計画及び重点実施計画が一体となったプラン。
【策定年月】平成16(2004)年3月 【計画期間】平成16(2004)～25(2013)年度
- ***31 小規模多機能型居宅介護**
「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供サービス。
- ***32 認知症対応型共同生活介護**
要介護者のうち軽い認知症である者が、5～9人のグループで共同生活を営み、その住居で入浴、排せつ及び食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を提供するサービス。

2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

(1) 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

配偶者等からの暴力を防止し被害者を保護するための計画^{*33}を策定し、関係機関との連携により、総合的に施策を実施します。

具体的施策

- DV防止法^{*34}の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発を行います。
(福祉保健部，警察本部)
- 被害者等が安心して相談できるよう，専門相談員の育成に努めるとともに，相談窓口の拡充，設置場所の情報提供等相談体制の充実を図ります。
(福祉保健部，警察本部)
- 一時保護施設の拡充など，保護体制の充実を図ります。
(福祉保健部)
- 被害者の自立支援体制の充実を図るとともに，関係機関の連携を強化します。
(福祉保健部，警察本部)
- 民間団体との協働事業の実施により，被害者の支援に取り組みます。
(福祉保健部)

用語の解説

- *33 配偶者等からの暴力を防止し被害者を保護するための計画
平成18(2006)年度にDV防止法に基づき「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する広島県基本計画(仮称)」を策定予定。
- *34 DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)
配偶者からの暴力に係る通報，相談，保護，自立支援の体制を整備することにより，配偶者からの暴力を防止し，被害者の保護を図るため，平成13(2001)年に施行。
被害者からの申立てにより，地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。
DV(ドメスティック・バイオレンス)とは，夫やパートナーなどからの身体的，経済的，性的，精神的暴力などをいう。

^{*26}
(2) セクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる暴力を防止するための
取組の推進

学校、職場、地域社会などでだれもが安心して暮らすことができるよう、セクシュアル・ハラ
スメント、性犯罪、売買春など、人権を侵害する様々な暴力の防止に向けた取組を推進します。

具体的施策

- 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会
等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行います。
(総務部、県民生活部、商工労働部、教育委員会)
- ストーカー規制法^{*35}、売春防止法^{*36}等の周知徹底により、男女の人権尊重に向けた啓発を行
います。
(福祉保健部、警察本部)
- 性犯罪、売買春に対する取締強化や防止に向け啓発を行います。
特に、青少年を対象とした啓発活動を重点的に実施します。
(県民生活部、警察本部)
- 男女間におけるあらゆる暴力に係る相談体制・一時保護体制の整備を図るとともに、専門
相談員の育成に努めます。
(福祉保健部、警察本部)
- 被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、社会復帰への支援の充実を図ります。
(福祉保健部、警察本部)
- 男女間における暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりを推進します。
(警察本部)

用語の解説

- ***26 セクシュアル・ハラスメント**
35ページ参照。
- ***35 ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）**
年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため、平成12(2000)年に施行。
「つきまとい行為等」についての警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令による規制及び「ス
トーカー行為」や「禁止命令違反」に対する罰則を規定。
また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等
の援助を行うことも規定している。
- ***36 売春防止法**
売春を助長する行為等を処罰するとともに、売春の防止を図るため、昭和32(1957)年に施行。
都道府県に設置されている婦人相談所は、この法律に基づき、売春を行うおそれのある女子の保護更生のた
め必要な措置を行うこととされている。(本県では、広島こども家庭センターを売春防止法による婦人相談所
として位置付けている。)

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

(1) 国際交流・国際協力・平和貢献の推進

男女共同参画の視点に立って、「ひろしま国際施策推進プラン2010」^{*37}を着実に推進します。

具体的施策

- 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備に努めます。
(総務部，県民生活部)

用語の解説

■ *37 ひろしま国際施策推進プラン2010

本県の国際施策推進の目標，施策展開の基本方向等を明確にするとともに，県民，市町，NPO・NGOなどと連携・協働し，国際施策を総合的・効果的に推進するための中期的な基本指針。

【策定年月】平成18(2006)年3月 【計画期間】平成18(2006)～22(2010)年度

(2) 情報の収集及び提供

国際社会における取組に協調した施策展開を図るための情報収集・情報提供に努めます。

具体的施策

- 男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報を収集し、幅広く提供します。

(県民生活部)